

# 【子育て世代包括支援センター・母子保健業務】府中市非常勤職員 (時間額・日額制会計年度任用職員) 登録者募集要項

令和6年4月  
府中市

## 1 募集職種及び単価

職 種	時間単価	職 種	日額単価
① 保健師	1, 900円	⑧心理士	16, 850円
② 助産師	1, 900円	⑨作業療法士	14, 120円
③ 看護師	1, 780円	⑩視能訓練士	10, 790円
④ 管理栄養士	1, 440円		
⑤ 歯科衛生士	1, 440円		
⑥ 乳幼児育児支援員	1, 440円		
⑦ 一般事務	1, 120円		

※ 地方公務員法第16条の規定により、次のいずれかに該当する人は登録できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2 登録申込手続 (※郵送不可)

申込時間	子育て世代包括支援センターの開庁日 午前10時から午後6時まで ※ 登録申込みは、通年で受け付けています。	
申込場所	府中市子育て世代包括支援センター フォーリス3階 子ども家庭部子ども家庭支援課母子保健係	
申込みに 必要な書類	履歴書	別紙に必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した上半身・脱帽のカラー写真を貼ってください(市販のものを使用する場合は、A4又はA3サイズを使用してください)。
	登録申込書	別紙に必要事項を記入してください。 ※ 申込み時に窓口で記載いただくこともできます。
	資格・免許証 の写し	募集職種の資格に応じたものを提出してください。

※ 申込みに関する提出書類は、お返しできません。

## 3 採用までの流れ

### (1) 勤務条件の提示

業務繁忙状況に応じて、登録者の中から勤務条件に合致する方を選考し、担当者から電話連絡により、任用期間等の勤務条件及び業務内容について説明を行います。

(2) 採用の決定

提示された条件での勤務が可能である場合、採用予定者として決定します。

(3) その他

ア 勤務に関する諸条件については、任用初日に書面で交付します。(任用初日の流れについては、担当者からの案内に従ってください。)

イ 採用人数は、業務繁忙状況により変動するため、全ての登録者が採用される訳ではありません。予めご了承ください。

## 4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 勤務場所

府中市子育て世代包括支援センター（府中市宮町1丁目41番地）

(3) 必要な資格と業務内容

	資格	業務内容
①	保健師	乳幼児健診及び産婦の健診補助、保健指導等
②	助産師	乳幼児健診及び産婦の健診補助、保健指導等
③	看護師	乳幼児健診及び産婦の健診補助、保健指導等
④	管理栄養士	乳幼児健診の相談、離乳食教室の調理・教室補助等
⑤	歯科衛生士	乳幼児及び妊産婦の歯科健診補助、歯科保健指導 歯科統計等事務作業等
⑥	保育士又は幼稚園教諭	親子グループ等の運営及び参加幼児の行動観察
⑧	公認心理士又は臨床心理士等	乳幼児発達相談、親子グループ等運営
⑨	作業療法士	親子グループ運営
⑩	視能訓練士	幼児健診での視力検査

(4) 任用日時

毎年度4月1日以降、業務繁忙状況に応じて決定(最長1年間。任用状況により継続あり。)

(5) 勤務時間

ア 時間額制の職員の場合

原則として、日曜日から土曜日まで（1日当たり午前9時から午後6時までのうち7時間以内）のシフト制

※ 職種により、午前8時30分からの勤務(実働7.5時間以内)あり

勤務時間例

(ア)月曜日から金曜日までの週4日

午前9時から午後5時まで（実働7時間以内）で週28時間以内の勤務

(イ)月曜日から金曜日までの週1～3日程度

午前8時30分から午後5時まで（実働7.5時間以内）の週22.5時間勤務

イ 日額制の職員の場合

原則として、月曜日から金曜日までのうち月1～4日程度、シフト制（午前8時30分から午後5時まで。業務量により都度調整。）

(6) 休暇

休暇は、年次有給休暇（継続して6か月勤務し、かつ要勤務日数の8割以上勤務した場合、1週間当たりの勤務日数に応じた日数を付与）のほか、特別休暇（一部を除き無給）があります。

(7) 報酬等

職ごとに設定する単価のほか、交通費（距離等の要件あり）、期末手当（任用期間が6か月以上、かつ基準日に在職している場合に支給）等が支給されます。

※ 採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

(8) 服務義務等

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限・懲戒処分の対象となります。

(9) 社会保険等

それぞれの加入要件を満たす場合に、社会保険、雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

【問い合わせ先】

府中市子ども家庭部子ども家庭支援課母子保健係

〒183-0023 府中市宮町1-4-1

フォーリス3階

子育て世代包括支援センター「みらい」

電話 (042) 368-5333 (直通)

ホームページアドレス <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>